

花巻市介護予防・日常生活支援総合事業とは

■地域で支えあう仕組みづくり

花巻市介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者一人一人が、自らの健康づくりや介護予防を実践するとともに、地域の支え合いにより高齢者の介護予防や日常生活の自立を支援する取り組みです。

要支援認定を受けた人や、生活機能の低下が認められる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、おおむね65歳以上の全ての人ができる「一般介護予防事業」で構成。地域のニーズや実情に応じた多様なサービスを必要な人に提供できます。

▶介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービスと通所型サービスがあります。訪問型サービスには▷訪問型サービス(専門職による身体介護など)▷訪問型サービスA(掃除や買い物など7項目)▷訪問型サービスB(除雪や自動車による買い物・通院の付き添いなど)があります。

▶一般介護予防事業

取り組みを通じて、自分らしく生きがいを持って生活できる地域を目指します。

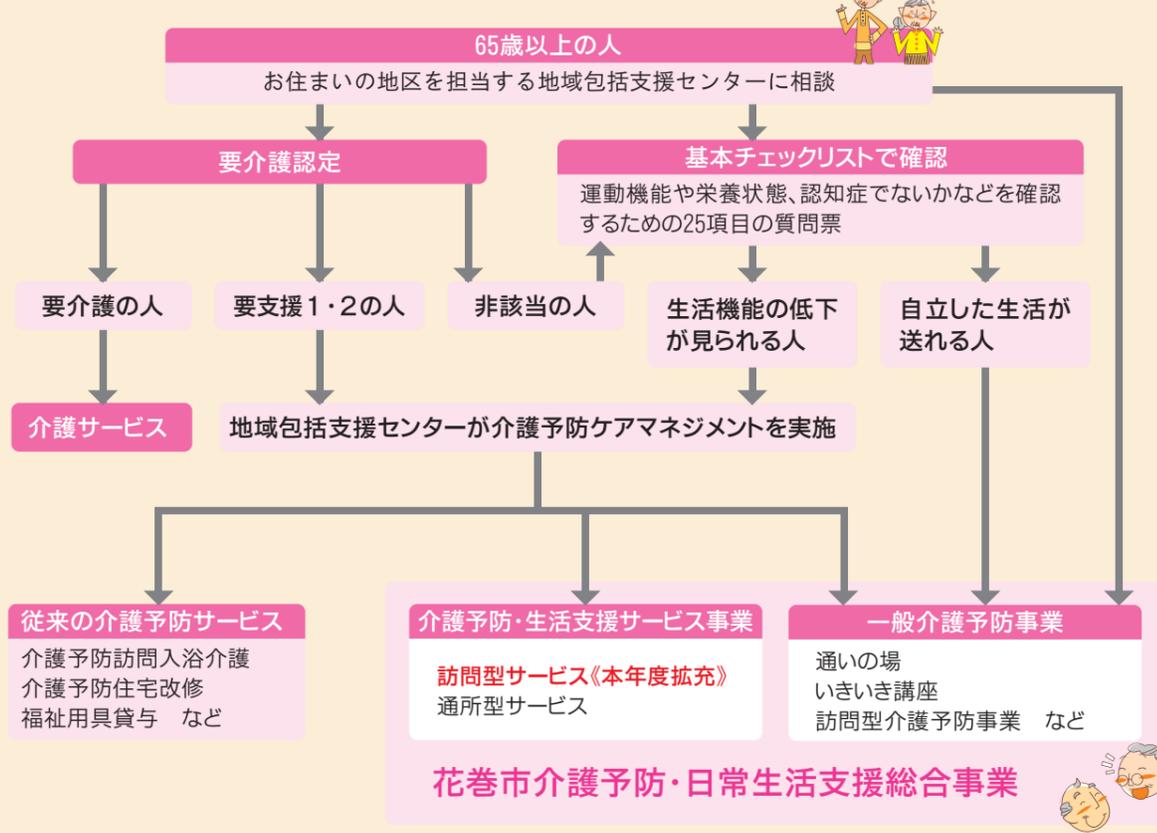
市では、介護予防の実践と生きがいづくりを目指した「通いの場」の立ち上げや継続を支援。さらに、介護予防教室や介護予防に関する講演会などを開催し、運動器の機能向上や認知症予防の取り組みを行います。

■広がる地域の輪

平成29年度は▷宮野目地区▷太田地区▷笹間地区▷亀ヶ森地区▷八日市地区▷八幡地区▷高松第三行政区一の7地区が地域団体を立ち上げ、訪問型サービスAによる生活支援を実施。地域団体が立ち上がっていない地区は、ボランティア団体・花巻ゆいっこの会が同様の生活支援を実施しました。

市では、皆さんの手による生活支援の取り組みが拡大していくように、事例を紹介しながら組織づくりを支援していきます。

■花巻市介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ



地域団体 ボランティア団体 が提供する 訪問型サービスを拡充します

地域団体やボランティア団体が提供できる訪問型サービスに、利用者から要望が多かった「除雪」や「自動車による買い物・通院の付き添い」などを提供できる「訪問型サービスB」を新設しました。

地域に合わせたサービスを

平成29年度は、地域団体やボランティア団体が提供できる訪問型サービスとして、「近所サポーター事業」として、掃除や買い出しなど7項目に限定して行いました。

本年度から、訪問型サービスに利用者の要望が多かったメニュー（「除雪」や「自動車による買い物・通院の付き添い」など）を「訪問型サービスB」として新設しました。

訪問型サービスBでは、地域ごとにメニューや、利用料の設定が可能。今まで以上に地域のニーズに合わせたサービスを提供できます。

「訪問型サービスB」を利用できるのは、要支援1・2に認定された人か、基本チェックリストで一定の条件に該当した人です。生活にお困りの際は、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

■運営経費を補助します

「訪問型サービスB」を提供する地域団体・住民ボランティア団体への補助制度を創設。利用者数に応じて運営経費を補助します。

▼補助額

利用者実数に応じ、年額8〜14万円

※補助内容や申請方法など詳しくは新館長寿福祉課へ

訪問型サービスで提供できる項目

